

(行為の制限)

第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 露店等の出店その他物品の販売をすること。
- (2) 業として写真若しくは映画の撮影又はラジオ、テレビジョン等の録音、録画若しくは放送を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 花火等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間及び行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が必要と認めた事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次に該当する場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。